

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六 テトラフルオロ</p> <p>四 メチルベンジル<sup>〃</sup>（Z）（一RS・三RS） 三（ニクロロ 三・三・三 トリフルオロ ープロペニル） 二・ニジ</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六 テトラフルオロ</p> <p>四 メチルベンジル<sup>〃</sup>（Z）（一RS・三RS） 三（ニクロロ 三・三・三 トリフルオロ ープロペニル） 二・ニジ</p>

メチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。

ただし、二・三・五・六 テトラフルオロ

四 メチルベンジル<sup>II</sup>（Z）（一RS・三

RS）三（二クロロ 三・三・三 ト

リフルオロ ー プロペニル）二・二ジ

メチルシクロプロパンカルボキシラート○・

五％以下を含むものを除く。

十九の三 ナラシン、その塩類及びこれらのい  
ずれかを含む製剤。ただし、ナラシンと

して一〇％以下を含むものを除く。

二十 ニコチンを含む製剤

二十一～三十（略）

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、

メチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。

ただし、二・三・五・六 テトラフルオロ

四 メチルベンジル<sup>II</sup>（Z）（一RS・三

RS）三（二クロロ 三・三・三 ト

リフルオロ ー プロペニル）二・二ジ

メチルシクロプロパンカルボキシラート○・

五％以下を含むものを除く。

二十 ニコチンを含む製剤

二十一～三十（略）

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、

次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 五 アミノ 一 (二・六 ジクロロ

四 トリフルオロメチルフエニル) 三

シアノ 四 トリフルオロメチルスルフィ

ニルピラゾール(別名フィプロニル) 一%

(マイクロカプセル製剤にあつては、五%

以下を含有する製剤

(2) (29) (略)

(30) (RS) ニ シアノ N 「(R)

一 (二・四 ジクロロフェニル) エチル

「 三・三 ジメチルブチラミド(別名ジ

次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 五 アミノ 一 (二・六 ジクロロ

四 トリフルオロメチルフエニル) 三

シアノ 四 トリフルオロメチルスルフィ

ニルピラゾール(別名フィプロニル) 一%

以下を含有する製剤

(2) (29) (略)

(30) (RS) ニ シアノ N 「(R)

一 (二・四 ジクロロフェニル) エチル

「 三・三 ジメチルブチラミド(別名ジ

クロシメツト）及びこれを含む製剤

(31) | ニシアノ三・三ジフェニルプロパ

ニエン酸ニエチルヘキシルエステル

及びこれを含む製剤

(32) | N（一シアノ一・ニジメチルプ

ロピル）ニ（二・四ジクロロフェノ

キシ）プロピオンアミド及びこれを含む

製剤

(33) |  
(135) | (略)

三十三〜七十六の二 (略)

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを

除く。

イ〜ハ (略)

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれか

を含む製剤であつて、ナラシンとして一

クロシメツト）及びこれを含む製剤

(31) | N（一シアノ一・ニジメチルプ

ロピル）ニ（二・四ジクロロフェノ

キシ）プロピオンアミド及びこれを含む

製剤

(32) |  
(134) | (略)

三十三〜七十六の二 (略)

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを

除く。

イ〜ハ (略)

〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

七十七の三 一 (四) ニトロフェニル) 三

(三) ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八〜百九 (略)

2 (略)

七十七の二 一 (四) ニトロフェニル) 三

(三) ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八〜百九 (略)

2 (略)